



児童手当の現況届について

①現況届の提出は原則不要です

令和5年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。児童の養育状況が変わっていない場合は、現況届の提出は原則不要です。ただし、一部の受給者の方は、現況届の提出が必要です。対象の方には案内を送付しますので、6月中に提出してください。

②特例給付の支給には所得上限額があります

特例給付とは、児童手当の所得制限限度額を超えている方が、児童手当の代わりに受給（児童一人につき月額一律5,000円）している手当です。児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、特例給付は支給されません。

所得超過により特例給付を受給されていない方が、その後所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。※詳細はたけおポータルでご確認ください。



詳しくは **こども家庭課 ☎0952-23-9216**



後期高齢者の方を対象に 訪問健康相談を実施します

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者の方を対象に、訪問による健康相談を実施します。ご家庭でより良く生活していただくために、健康に関することや医療機関の利用方法等について、情報提供やアドバイスをします。相談費用は無料です。日頃の身体のお悩みや気になることがあればご相談ください。

※対象となる方には、案内文書を送付します。

詳しくは **佐賀県後期高齢者医療広域連合
(佐賀市大和町大字尼寺1870)
☎0952-64-8476**



TAKEO Information

くらしのヒントや気になるイベントなど、
耳寄り情報を一挙にお届け。
今月もお見逃しなく!



令和5年度 市税等の納付（集合徴収）

納税通知書等を6月15日（木）に発送します。内容をご確認のうえ、納付をお願いします。

納付方法／納付書または口座振替

納付回数／一括払いまたは10回払い

納付期限／第1期 6月30日（金）※口座振替も同日

詳しくは **課税内容について**

税務課（市役所1階） ☎0954-23-9220

納付・口座振替について

収納課（市役所2階） ☎0954-23-9219



武雄都市計画区域マスタープランの 変更（案）の縦覧を行います

武雄都市計画区域マスタープランの変更（案）について、都市計画法の規定に基づき、縦覧を行います。案については、縦覧期間満了までに意見書を提出することができます。

縦覧期間／6月15日（木）～6月29日（木）
8:30～17:15（土日を除く）

縦覧場所／佐賀県まちづくり課、杵藤土木事務所
武雄市都市計画課

意見書提出先／〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59
佐賀県まちづくり課（郵送または持参）

提出期限／6月29日（木）17:15必着

詳しくは **佐賀県まちづくり課 ☎0952-25-7159**

有料広告



NPO法人

まんてん福祉の会

- 就労継続支援 A 型・B 型 ● 相談支援事業 ● 就労移行支援 ● グループホーム
- 生活介護 ● 児童発達支援 ● 訪問看護 ● 放課後等デイサービス



自動販売機で
【焼き芋販売中】!
場所：武雄市図書館
駐輪場
暖かい芋や冷たい芋
をご賞味ください。
1個 500円
ハートフルまんてん



グループホーム入居の対象となる方
・障がいをお持ちの方や支援により、ある程度
の自立した生活を送ることができるよう
【武雄温泉駅周辺に6棟で支援をしています】
問合せ 株式会社 愛まんてん 0954-33-0201